

2022年3月24日

各 位

会 社 名 東 和 薬 品 株 式 会 社 代表 者 名 代表取締役社長 吉田逸郎 (コード番号 4553 東証第1部) 問合せ先 取締役 田中政男 (TEL 06-6900-9102)

ピタバスタチン Ca・OD 錠「トーワ」の損害賠償請求訴訟における勝訴判決のお知らせ

当社は、当社が製造販売するピタバスタチン $Ca \cdot OD$ 錠 1mg/2mg/4mg 「トーワ」(先発・代表薬剤:リバロ OD 錠 1mg/2mg/4mg) に関連する特許権侵害を理由とする損害賠償請求訴訟において、下記の通り勝訴判決を受けたことをお知らせします。

記

- 1. 判決をした裁判所及び年月日
- (1) 判決をした裁判所:東京地方裁判所
- (2) 判決日: 2022年3月24日
- 2. 訴訟の原因及び判決に至った経緯

興和株式会社(以下「原告」)が、製剤特許(特許第 5190159 号)(以下「本件特許権」)が 当社製品の製造販売によって侵害されたとして、2018 年 6 月、2019 年 3 月、2020 年 3 月及び 2021 年 3 月に当社に対し 4 つの損害賠償請求訴訟(請求総額 約 188 億円)を提起し、東京地 方裁判所にて併合審理されておりました。

- 3. 訴訟を提起した者の概要
- (1) 名称: 興和株式会社
- (2) 所在地:愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号
- (3) 代表者の役職・氏名:代表取締役社長 三輪芳弘
- 4. 判決内容

本件特許権が無効とされるべきものとの判断に基づき原告の請求が棄却されました。

5. 参考情報

現在製造販売しているピタバスタチン Ca・OD 錠 1mg/2mg/4mg「トーワ」は、製剤処方の変更を実施済みであり、本件訴訟の対象ではありません。

6. 今後の見通し

今後、原告が控訴した場合は、別に特許庁において係属中の無効審判請求と並行して、引き 続き知的財産高等裁判所においても本件特許権の無効を主張して争っていく方針です。

以上